

未利用口座管理手数料についてのご案内

当金庫では残高が少なく長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、普通預金口座（総合口座を含む）につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合に解約させていただき定めを導入させていただきます。

対象の預金口座をお持ちのお客さまにお取引状況をお知らせした上で、約3か月経過後に、年間1,200円（消費税別）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座（総合口座を含む）を解約させていただきものです。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座について管理に要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○未利用口座となる口座

最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組み入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上一度もお預け入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む）および貯蓄預金口座を未利用口座としてお取り扱いします。最後のお預け入れまたは払戻しの日は令和3年1月1日以降の日からとします。

○未利用口座管理手数料について

お客様の口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。ご連絡を差し上げてから一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に1,200円（消費税別）の手数料をご負担いただき、未利用口座から引き落とします。

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。

○未利用口座手数料対象外の方

- ・該当預金口座の残高が1万円以上ある場合
- ・同一支店でほかにお預かり預金（定期預金等）等がある場合
- ・お借入れがある場合

○預金口座の自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は残高全額を未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該預金口座を自動的に解約させていただきます。なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却およびご解約させていただいた預金口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。